⑹　Contact point for tender documentation : Satoru Furuhara the first subsection chief Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 15―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　奥瀞道路玉置口第二橋工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　和歌山県新宮市熊野川町玉置口地先

⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝142m　ＰＣ２径間連続ラーメン箱桁橋　Ｌ＝142.0m（最大支間長　Ｌ＝69.95m）１橋、鉄筋コンクリート橋台（Ｈ＝10.0m、Ｈ＝8.0m）２基、鉄筋コンクリート橋脚（Ｈ＝43.5m）１基、深礎杭（φ8.5m（Ｌ＝9.0m）１本、φ2.5m（Ｌ＝5.5m、Ｌ＝4.5m）４本）

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成27年２月27日まで。

⑹　使用する主要な資機材

コンクリート　2,960㎥、鉄筋　790ｔ、ＰＣ鋼材　51ｔ

⑺から⑾までは第１号１⑺から⑾までに同じ。

２　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事（基礎工を含む。）（以下「橋梁下部工事」という。）と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成24年８月21日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「奥瀞道路玉置口第二橋工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。

ⓐ　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

ⓑ　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓒ　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

㋑　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ⓓ　単体有資格業者、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ⓑ及びⓒの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

ⓔ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓑ及びⓒの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ⓕ　単体有資格業者にあっては、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋕までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。

㋒　基礎形式が深礎杭で、杭径４m以上の工事。

㋓　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋で、かつ、最大支間長が50m以上の工事。

㋔　架設工法が移動支保工、片持式架設（トラッククレーン架設を除く。）、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。）のいずれかによる工事。

㋕　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。また、㋓及び㋔は㋐の要件を満たす同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

１）橋梁下部工事の実績を有する場合

Ⓐ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

Ⓑ　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

Ⓒ　基礎形式が深礎杭の工事。

Ⓓ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有し、Ⓒは同一工事でなくてもよいが、Ⓐの要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合

Ⓐ　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

Ⓑ　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ橋の工事。

Ⓒ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有すること。

「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓖ　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。）までの高さ）が30m以上の工事。